

# 守口市犯罪被害者等支援条例の概要

## 総則

### (第1条) 目的

市における犯罪被害者等の支援に関し、基本理念を定め、市、市民及び事業者の責務及び犯罪被害者等の支援に関する施策の基本となる事項を定めることにより、当該施策を総合的かつ計画的に推進し、もって犯罪被害者等の権利利益の保護並びに被害の軽減及び回復を図るとともに、市民が安全で安心して暮らせる地域社会の実現に寄与することを目的とする。

### (第2条) 定義

犯罪等	(第1号)
犯罪被害者等	(第2号)
民間支援団体	(第3号)
関係機関等	(第4号)
事業者	(第5号)
二次被害	(第6号)

### (第3条) 基本理念

- ・犯罪被害者等の事情に応じて適切に処遇を受ける権利
- ・平穏な生活を営むことができるように継続的な支援の実施
- ・市、関係機関等、市民、事業者との連携及び協力

### (第4条) 市の責務

- ・施策の策定及び実施

### (第5条) 市民の責務

- ・犯罪被害者等に対する理解・配慮

### (第6条) 事業者の責務

- ・犯罪被害者等に対する理解・配慮
- ・就労及び勤務等への配慮

## 基本的支援

(第7条) 相談・情報の提供等 … 相談・助言 必要な情報提供等

(第8条) 見舞金の支給及び日常生活の支援 … 見舞金 家事支援等

(第9条) 居住の安定 … 転居費用・家賃の助成

(第10条) 雇用の安定 … 職場に対する配慮の働きかけ

(第11条) 安全の確保 … 二次被害・再被害防止

## 支援体制の整備

(第12条) 市民・事業者の理解の増進

(第13条) 人材の育成

(第14条) 民間支援団体との連携協力

(第15条) 意見の反映

(第16条) 支援の制限

## 雑則

(第17条) 委任